

市民意見提出制度に関する指針

平成 18 年 6 月 1 日 制定

平成 23 年 9 月 30 日 改正

令和 5 年 4 月 1 日 改正

第 1 目的

この指針は、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（平成 18 年八尾市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 12 条に規定する市民意見提出制度の範囲、方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

第 2 定義

この指針における用語の意義は、条例の例による。

第 3 市民意見提出制度の範囲

(1) 条例第 12 条第 1 項に規定する基本的な政策等（以下「政策等」という。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

ア 八尾市総合計画策定条例（平成 29 年八尾市条例第 50 号）第 2 条に定める基本構想及び基本計画並びに市の施策に関する基本的な計画の策定又は重要な変更

イ 条例の制定及び改廃（次に掲げる事項を決定し、又は変更するものに限る。）

（ア）市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項

（イ）市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市が市民生活又は事業活動への影響を勘案し、市民意見提出制度を実施することが適当であると認める制度の創設、計画の策定又はこれらの改廃

(2) 次に掲げる政策等は、(1)にかかわらず、市民意見提出制度の適用除外とする。

ア 市税、使用料、手数料その他の徴収金の額及びその徴収方法の決定又は変更を行うもの

イ 法令又は条例の規定により、政策等に係る意思決定前に、説明会の開催等、市民の意見を反映させるために必要な手続を経るもの

ウ 審議会等が第 4 から第 7 までの規定による手続に相当する手続を経て策定した答申に基づき行うもの

エ 法令の改正その他の事由により迅速に行わなければならないもの

オ 市の裁量の余地が少ないものその他政策等の性質上、市民意見提出制度に適さないもの

カ 軽微なもの

第 4 政策等の案の公表時期及び公表資料

(1) 市は、政策等を立案するときは、事前にその案を公表するものとする。

(2) 政策等の案を公表するときは、趣旨、目的、背景その他の当該政策等の案を理解

するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

第5 政策等の案の公表方法

- (1) 第4に規定する政策等の案及び資料の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - ア ホームページへの掲載
 - イ 担当窓口での配架
 - ウ 情報公開コーナーでの配架
 - エ 八尾市役所出張所設置条例（昭和26年八尾市条例第83号）第2条の表に掲げる出張所における配架
 - オ その他政策等の目的に応じて必要な場所における配架
- (2) (1)に定めるもののほか、必要に応じて、市広報誌への掲載、報道機関への情報提供、印刷物の配布その他の適当な方法を活用し、公表に努めるものとする。

第6 市民の意見提出

- (1) 市は、条例第12条第1項の規定により市民の意見を求めるときは、市民が政策等の案について意見を提出するために必要とする期間を考慮し、原則として1月を目安に意見の提出期間を定めるものとする。
- (2) 市民の意見提出は、次に掲げる方法によるものとする。
 - ア 市が指定する場所への書面による提出
 - イ 郵便又は信書便
 - ウ ファクシミリ
 - エ 電子メール
 - オ 電子申請システム
 - カ その他市が適当と認める方法
- (3) 市は、市民から意見の提出を受ける際に、提出者に関する情報の記入を求める必要がある場合には、必要最小限の範囲にとどめるものとする。
- (4) 本制度に関する事務において保有した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に取り扱うこととし、当該事務以外の目的に使用しないものとする。

第7 市の考え方の公表

- (1) 条例第12条第1項の規定による意見については、当該意見を提出したものに対する個別の回答は行わないものとする。
- (2) 条例第12条第2項の規定による市民の意見に対する考え方の公表は、当該意見の概要とともに、市のホームページへの掲載その他の適当な方法により行うものとする。ただし、当該意見のうち、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
 - ア 八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）第6条の規定に該当するもの
 - イ 政策等への賛否のみを表明したもの
 - ウ 政策等に直接関係のないもの

エ 公序良俗に反すると判断されるもの

第8 実施要領等による実施

市民意見提出制度の実施に当たっては、第4から第7までの事項のほか、政策等を所管する所属において、実施要領等により必要な事項を定めるものとする。

第9 実施状況の公表

市は、年1回、市民意見提出制度の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第10 施行日等

この指針は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に市が定める実施要領等について適用する。